

⑤防犯に関する活動（地域コミュニティ協議会）

事例① 青色防犯パトロール【馴染まちづくり協議会】

★活動内容

- 平成 30 年 6 月から青色防犯パトロール車（以下「青パト」）による馴染地区全体の安全で安心な街を作るためパトロール活動を実施中。（コミセンの休館日を除く）
- ・パトロール協力者は馴染地区内の住民および防犯連絡員で構成。
- ・馴染地区を 3 ブロックに区分、各ブロックは 8 班構成、各班の人数は 2~4 人、各班運転者人数は 1~3 人、各班のパトロール実施証取得者人数は 1~4 人体制で実施。
- ・基本パトロール開始を午後 3 時（登下校時間帯における児童の見守り等）に設定し各班が月 1 回パトロール実施。（約 15 km, 約 1 時間）
- ・各ブロックに基本ルートを設定しているがブロック内のルートについては各班に任せている。

★活動スケジュール・プロセス

- ・平成 28 年 3 月 青パト実施構想および自家用車による試験的防犯パトロールの参加者募集について馴染地区内の住民自治組織・防犯連絡員へ説明会を実施。
- ・平成 28 年 6 月 11 日 試験的防犯パトロールの具体的実施方法を協力者へ説明会実施。
- ・平成 28 年 7 月~平成 29 年 7 月末まで馴染地区を 3 ブロックに区分し自家用車による試験的防犯パトロールを約 70 名で実施。
- ・平成 29 年 6 月 青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロールの実施団体として委嘱状受理。（龍ヶ崎市長名）
- ・平成 29 年 8 月 青パト講習会 56 人受講。
- ・平成 29 年 8 月 青色回転灯を自動車に装備して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体として登録受理。（茨城県警察本部長名）

- ・平成 29 年 9 月 12 日 青パト仕様市公用車配備。（青パト仕様公用車の貸出しの規則が明示されないため一時活動保留）
- ・平成 30 年 4 月 21 日 青パト活動開始あたって協力者に説明会開催。
- ・平成 30 年 6 月 5 日 本格的に青パト活動を開始。
- ・平成 30 年 6 月 16 日 青パト出発式を市長、警察署長、市議会議員、協力者等出席し実施。
- ・青パト実施予定表を 3 カ月毎に作成し協力者へ配付。
- ・青パト車に設置の拡声器による広報活動を年 2 回実施。

★活動の成果・課題

[成果]

- ・青色回転灯は視認性が高いため犯罪抑制効果が図れた。
- ・地域住民に安心感や注意喚起を与えることができた。
- ・パトロールを通じて住民同士の絆が深まり交流の輪が広がった。
- ・パトロールを通じて地域での問題点の把握や情報の共有化が図れた。

[課題]

- ・青パト協力者の高齢化による若手の協力者入団促進。
- ・現在の青パト体制は、ある班では運転者 1 名・パトロール実施者証取得者 1 名のところがあり運転者またはパトロール実施者証取得者が欠席の場合にパトロールができなくなるケースがあるため運転者やパトロール実施者証取得者の確保と班編成の見直し等が必要。
- ・現在は青パト車で馴染地区内をパトロールのみのため今後、パトロール中に小学校やコンビニ等の場所での 10 分程度の立哨を実現

化。青パト車の運転協力者からの免許証更新の都度にコピー写しの回収管理の簡素化。

★苦勞した点・工夫した点

- ・自家用車による試験的防犯パトロールの活動成果を協力者に説明したうえで青パト活動の重要性を協力者にアピールを行い本格的な活動開始への協力を依頼した。
- ・独自に青パト車の調達にあたり自動車販売店とのリース契約や予算確保などの調整に苦慮している中、各コミセンに青パト仕様市公用車の配備が決定された。
- ・パトロール実施者は月一回、実施基本開始午後3時にパトロールを設定。ただし、都合が悪い場合は日程や時間変更を可能として活動がしやすいようにした。
- ・パトロールのルートについて意見要望等によりルートの見直しを実施した。
- ・協力者を募るのに住民自治組織代表および当地区の防犯連絡員にも協力を呼び掛けた。
- ・服装は防犯ベストおよび帽子を用意しパトロール時に着用し一体感を高めた。
- ・運転免許証（写し）管理およびパトロール実施者証（写し）をブロック別、班別にカードファイル（A4 サイズ）に収納し管理を容易にした。

◎自家用車による試験的防犯パトロール出発式



◎青色防犯パトロール出発式



問合せ先：馴染コミュニティセンター（馴染まちづくり協議会事務局）TEL：0297-66-7214

⑤防犯に関する活動（地域コミュニティ協議会）

事例② 防犯パトロール【龍ヶ崎地域コミュニティ協議会】

★活動内容

協議会立上げ前の設立準備会において、できていなかった町会があり、「全ての町会でのパトロール実施」を話し合いました。「地域の安全は私たちが守る」を合言葉に、徒歩による防犯パトロールを協議会委員と地域の協力者の体制で、地区内全域の範囲で行っています。夜間パトロール中には、防犯灯故障や危険個所がないかの確認も併せて行っています。

★活動スケジュール・プロセス

龍ヶ崎小学校区内 24 地区において、毎月第 3 金曜日午後 6 時 30 分より、各地区交代で年 2 回ずつ徒歩によるパトロールを実施しています。



★活動の成果・課題

- ①重点的に、各町内の公園を見回り、特に中高生の非行防止に努めている。（中高生が夜遅くに公園に集まっていないか確認。）
- ②防犯パトロール中に、側溝の蓋の破損を見つけ、市に連絡し、事故の起こる前に、すぐに対応することが出来た。

★苦勞した点・工夫した点

パトロールに登録している方は、全体で 120 人程いますが、毎月の防犯パトロール当番時の各町内での、見回り参加者は、各回とも、5～10 人程度となっている。



問合せ先：龍ヶ崎コミュニティセンター（龍ヶ崎地域コミュニティ協議会事務局）TEL：0297-62-8885

⑤防犯に関する活動（住民自治組織）

事例③ 防犯・防災見守り隊【高砂区町会】

★活動内容

- ・高砂区町会内防犯・防災見守り隊（「きれいに支隊（注）」とリンク）実行委員会を創設し定期的活動を実施。
- ・活動は町会内の街灯・消火器確認や通学路の安全確保状況。（除草や公園内危険物の撤去）

★活動スケジュール・プロセス

- ・町会内の公園（2カ所）危険物の撤去，旧市営住宅跡地・通学路の防犯・火災予防のため定期的に見回りのうえ除草を実施。
- ・活動町会員は町会役員が中心である。班長および町会員の参加は4月に回覧板で周知。

★活動の成果・課題

- ・通学路の防犯・防災による除草実施活動には児童・生徒の保護者から多く感謝された。
- ・公園内の見回りにより危険物の撤去や除草作業に公園利用の親子から感謝された。
- ・防犯・火災予防見守りおよび危険物の撤去や除草作業により新興住宅地の方々とコミュニケーションが図られ意見交換ができた。

★苦勞した点・工夫した点

- ・「きれいに支隊」の実行委員同様に4月～5月までは参加人数は多いが6月～9月上旬までは猛暑により参加者は激減する。また12月中旬から2月末の厳冬期も寒さにより参加人数は激減した。
- ・少しでも多くの町会員の参加で防犯・防災見守りおよび危険物の撤去や除草作業が活動出来るよう作業後のお茶や軽食を用意した（まちづくりポイントシールの寄付制度を活用）。

（注）「きれいに支隊」は65ページに記載していますので，ご参照ください。

⑤防犯に関する活動（住民自治組織）

事例④ 夜間防犯パトロール【佐貫西口町会】

★活動内容

- ・夜間防犯パトロールの実施。
- ・2人一組で実施。
- ・西口町会の115世帯の見回り及び防犯灯の確認。

★活動スケジュール・プロセス

- ・定期総会にて防犯パトロール実施の決定。
（平成25年度より継続、今年度で9年目になります。）
- ・1日と15日の月2回の防犯パトロール実施。
- ・日没後、指定のジャンパー、たすき、懐中電灯を装着し班ごとに防犯パトロール実施。

★活動の成果・課題

- ・当町会は市の顔でもあるJR龍ヶ崎市駅の西口にあり、駅を利用する市民や通勤・通学者に安心・安全なまちづくりという大きな目標に、常日頃より一丸となり、気を配る癖が付くように継続する事が一番大切な事と思います。
- ・高齢化が進む中、パトロール中の事故等が懸念されます。今後は若い会員にスムーズに引き継いでもらいたいと思っています。
- ・防犯灯もLED化されたため、球切れの心配は現在はありません。
（以前は、日没時刻の早い時期である冬場に球切れがあり、大変でした。）

★苦勞した点・工夫した点

- ・何か問題があれば、各班長に報告。各班長は執行部に報告という順番になっています。
- ・現在まで特に問題はありませぬので、パトロールが功を奏しているものと思われます。
- ・すれ違う時に挨拶をすれば良いのですがなかなか思うようにはいかないのが現状です。小さな事からの積み重ねを心がけていきます。



⑤防犯に関する活動（住民自治組織）

事例⑤ 空き巣等の防犯活動【南が丘自治会】

★活動内容

近年、空き巣被害に遭い、自治会防犯防災部として事件防止のため毎月1回町内の防犯パトロールを行っているが、犯罪は夜間及び昼間の人の行き来が無い時間帯に発生していることから、市の助成金を活用し、犯罪の未然防止と監視機能を高めて防犯機能向上のため、防犯カメラを設置した。

★活動スケジュール・プロセス

平成30年6月

防犯カメラ導入の検討開始。

令和元年1月

防犯カメラ設置事業開始。

令和元年4月

- ①市役所に防犯カメラ設置事業補助金申請。
- ②市役所から補助金交付決定が出された。
- ③設置工事開始。
- ④防犯カメラ稼働開始。



★活動の成果・課題

令和2年1月

月極駐車場から乗用車が盗まれる窃盗事件発生。

令和2年2月

警察から、自動車窃盗事件に関し、防犯カメラの記録提供の要請があり提出。

令和3年4月

- ・空き巣被害に遭い、警察より防犯カメラの記録提供の要請があり提出
- ・現時点では防犯カメラによる犯人検挙に至っていないが窃盗犯に対して、抑止効果があると考えている。

★苦勞した点・工夫した点

防犯カメラの設置場所で困ったが、市役所と相談して公園の一角を借用して解決した。



問合せ先：市コミュニティ推進課 TEL：0297-64-1111